

福山市神辺駅周辺のにぎわい創出協議会設置要綱

(設置)

第1条 神辺駅周辺のにぎわい創出に向けたビジョンの策定に当たり、専門的な見地から検討を行うため、福山市神辺駅周辺のにぎわい創出協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 神辺駅周辺のにぎわい創出に係るビジョンに関する事項
- (2) その他神辺駅周辺のにぎわい創出に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係機関
- (5) 前号に掲げる者のほか、第1条に規定する目的を達成する上で市長が特に必要と認める者

3 市長は、前項に掲げる委員のほか、必要に応じ、オブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は所掌事務が終了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、市長が招集する。

2 協議会は原則公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは協議会の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 市長は、必要に応じて協議会に参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴取することができる。

(座長)

第6条 協議会に、座長を置くものとし、構成員のうちから市長が指名する。

2 座長は、協議会の議事を進行する。

3 座長に事故があるときは、市長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、市民局神辺支所に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）5月24日から施行する。